

○岡山市立公民館暖冷房装置使用料規則

昭和59年2月8日

市規則第6号

改正 平成14年1月9日市規則第7号

平成19年1月19日市規則第67号

平成22年3月31日市規則第60号

平成23年12月19日市規則第143号

平成26年3月25日市規則第56号

平成31年3月19日市規則第26号

岡山市立公民館暖冷房装置使用料規則(昭和51年市規則第38号)の全部を改正する。

(暖冷房の使用料)

第1条 岡山市立公民館条例(昭和27年市条例第58号)別表第1(第27項第2号備考第5項を除く。)に規定する暖冷房装置を使用する場合の、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額は、使用許可を受けた室の使用料の額の10分の5に相当する額とする。

2 岡山市立公民館条例別表第1第27項第2号備考第5項に規定する暖冷房装置を使用する場合の、これに要する費用の範囲内で市長が別に定める額は、1時間につき5,970円とする。

(暖冷房の実施期間)

第2条 暖冷房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、実施期間前後を自由運転期間に定め、使用者の申請によつて実施することができる。

(1) 暖房期間 1月4日から3月31日まで及び12月1日から12月28日まで

(2) 冷房期間 7月1日から9月30日まで。ただし、岡山市立西大寺公民館は6月1日から9月30日まで

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市規則第7号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年市規則第67号)

この規則中第1条の規定は平成19年1月22日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年市規則第60号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市規則第143号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第56号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年市規則第26号)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の第1条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。